

議案第 87 号

佐野市職員定数条例の改正について

佐野市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市職員定数条例の一部を改正する条例

佐野市職員定数条例（平成 17 年佐野市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 7 号中「201 人」を「100 人」に改め、同項第 8 号中「157 人」を「210 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

職員定数を変更するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 8 7 号参考資料

佐野市職員定数条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>201人</u> (8) 消防職員 <u>157人</u> (9) (略) 2・3 (略)	(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>100人</u> (8) 消防職員 <u>210人</u> (9) (略) 2・3 (略)